

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

平成30年3月7日

三朝町長 松浦弘幸

専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成30年1月6日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第9項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。